

●「評価・管理シート」における外部評価意見一覧表(障害者計画:基本施策1「保健・医療」)

通 番	提案者		基本施策			提出意見	外部評価
	会議名	番号	名称	方向性	取組項目	原文	取りまとめ案
1	自立支援協議会	1	保健・医療	(1)	①	知的障害中程度と精神障害者2級は医療費助成がある。しかしながら、兵庫県は発達障害者に療育手帳を発行しているので、療育手帳を取得した際には精神障害者2級相当でも医療費助成がでない。また、精神障害者手帳は、障害年金2級に該当すると精神障害者2級になり得ることから、てんかんがある知的障害者軽度や発達障害者で、障害年金2級に該当していても医療費助成がでない。そういった制度の整合性の議論や公平にするのか平等にするのかなどの議論を踏まえた運用が必要だと思われる。	障害のある人にとって、良質な医療やリハビリテーションを受けることは、安定した生活を維持するために必要不可欠である。それらの利用を促進する上で、医療費の負担軽減は大きな意味を持っており、市の独自事業による拡充は大きく評価できる。今後、利用者が増加しても制度が維持できるよう、整合性や公平性等の観点も考慮しながら検討していく必要がある。
2	専門分科会	1	保健・医療	(1)	①	障害者にとって良質な医療、リハビリテーション・サービスの提供を受けることは、その安定した生活の維持にとって重要になる。特に、それらのサービス利用の促進という意味では医療費の負担軽減は大きな意味を持つ。その意味で、本市の独自事業の取り組みは評価に値する。さらに、この事業の周知徹底を図り、利用者が増加しても事情を維持できる体制づくりが欠かせないだろう。	
3	自立支援協議会	1	保健・医療	(1)	①	市単独事業としての拡充は尼崎市の障害者施策の良さの筆頭に上がるものです。今後ともの安定的継続を強く望みます。	
4	自立支援協議会	1	保健・医療	(1)	①	自立支援医療や障害者医療の助成について、国保が県単位になる時に、どのように取り組んでいくのか不明確である。後退させないでください。	
5	自立支援協議会	1	保健・医療	(1)	②	県立新病院は応対・内容ともに好評です。最近も身近に救われた方が出ました。尼崎市として強い支援と協議を続けてください。	県立尼崎総合医療センターの精神科については、他の診療科目と連携して急患が受け入れられるようになったことや、その対応等については評価できる。しかし、他の救急病院については未だに精神障害の人の受入れが困難であるため、市として強い支援と協議を続けていく必要がある。
6	自立支援協議会	1	保健・医療	(1)	②	県立医療センターで、精神科と身体科が合併し、救急が受け入れられるようになったことは評価できるが、いまだに他の（地域の）救急病院での受け入れが困難であることについても市として働きかけて欲しい。	
7	専門分科会	1	保健・医療	(1)	③	知的障害の人も加齢とともに体のゆがみやバランスが崩れるなどの症状があらわれる人が多く見受けられるが、一般の整形外科で受診しリハビリを受ける事は難しい。身体障害者センターで気軽に相談した後、リハビリなどのフォローができればと思う。（センターでリハビリを受けるのが無理なら他の医療機関への紹介など）	リハビリテーションについては、身体障害者福祉センターにおける既存のプログラムの充実等に加えて、一般の医療機関で支援を受ける事は難しい人達についても、当該センターで気軽に相談することができ、他の医療機関を紹介するなど、支援体制の充実についても検討すべきである。また、阪神間にはリハビリセンターが無いため、引き続き、県への要望が必要である。
8	自立支援協議会	1	保健・医療	(1)	③	阪神間にリハビリセンターがないため、日常のリハビリの必要な肢体障害者は大阪、神戸に遠に出ます。強く県へ要望してください。	
9	専門分科会	1	保健・医療	(2)	①	地域移行支援、地域定着支援の相談は増加しており、その実効性を図るために関係機関による連携体制の構築が欠かせないが、どの機関がその中心的な役割を担うのかを確定しておく必要があるだろう。また、地域移行支援、地域定着支援における量的増加のみならず質的な充実も欠かせない。その意味でも、上記の連携体制の在り方が問われてくる。	地域移行・地域定着支援の相談は増加しており、その実効性を担保するために関係機関による連携体制の構築や役割の明確化が必要である。また、地域で暮らすための制度・場所等が整っていない現状を鑑みると、量的な増加のみならず、患者や家族のニーズに沿った対策の検討など、質的な充実も欠かせない。なお、支所の統廃合後も、相談体制の質を担保しつつ、アウトリーチや相談員・保健師による訪問相談の拡充に取り組む必要がある。
10	専門分科会	1	保健・医療	(2)	①	当事者や家族にとって、孤立せず、困った時に相談に乗ってもらい、支援を受けることが大切である。相談支援の充実は要である。現在身近にある6支所が統合され、地域保健担当が遠方になり、2所化されることは、当事者や家族にとって大変不安である。現在の相談や訪問が、今までどおりに行われることが必要である。	
11	自立支援協議会	1	保健・医療	(2)	①	“check”にある通り、既存の地域移行・定着事業の活用がなされるよう体制整備を願いたい。また、アウトリーチや相談員・保健師による訪問相談の拡充も地域での暮らしを支えるために必須と考える。	
12	自立支援協議会	1	保健・医療	(2)	①	医療保険入院の見直しにより、3ヶ月という早期退院促進があるが、地域で暮らすための制度・場所・人的環境が整っていないと思う。すぐには、なかなか進まないが毎年重点を決め患者や家族のニーズに沿った対策を検討進めていって欲しい。	
13	専門分科会	1	保健・医療	(2)	②	自殺対策については、特に若年層のそれが急務になっているという問題意識から、学校における取り組みが重要な意味を持つてくる。そのためにはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携促進体制も必要になる。	自殺対策については、特に若年層への支援が急務となっている。思春期は精神疾患を発症しやすい時期であるため、疾患に対する正しい理解が不可欠であり、自ら相談できる力や周囲の支える力の育成が、自殺防止対策の一つになると考える。そのため、学校教育での取組について、早期に検討していくことが望まれる。また、啓発の機会として、当事者や家族によるピア活動の場の提供を検討していく必要がある。
14	専門分科会	1	保健・医療	(2)	②	内部評価として、「自殺対策強化事業の実施」そして、最後に、「以前若年層による自殺が見られる状況である」と書かれている。日本の10代20代の死因第1位は自殺という現状である。思春期は精神疾患を発症しやすい時期である。精神の病気に対しての正しい理解、また子どもの相談できる力や周囲の支える力の育成が、自殺防止の対策の一つになる。そのために教育の中で取り組むことを早期に検討すべきである。	
15	自立支援協議会	1	保健・医療	(2)	②	当事者や家族のピア活動の場としても啓発の機会を捉えてください（8、(2)－②「理解啓発活動及び差別解消」とも関連）。また、日頃、相談員や保健師と連携・助言いただくことで、当事者会・家族会の活性化を支援いただきたい（6、(2) 社会参加活動等“check”にある「自発的活動支援事業」とも関連）。	
16	自立支援協議会	1	保健・医療	(2)	③	県立新病院では、合併症を伴う精神障害者への救急対応はできるようになりましたが、精神救急は未整備です。早急な整備を強く県に支援策とともに要望してください。	
17	専門分科会	1	保健・医療	(2)	③	活動概要に、「兵庫県の精神科救急やスーパー救急等の利用で対応を図っており、精神科救急については236件（相談のみを含む）の利用があった。」と書かれている。これについて内部評価は何も触れられていない。この文面だけでは、大変精神科救急が充実しているように受け取られるが、計画のp61の市民の声にあるように、精神科初期救急も含め、「遠方であるために利用は困難」な現状である。 尼崎の場合相談件数は対人口10万比57だが、実際の受診件数は対人口10万比21（平成26年度）で、受診した人は半分以下であり、利用が困難であることは明白である。この件についてのパブリックコメントも多数寄せられている。計画にあるように、必要な救急医療が提供できるよう・・・精神科救急医療の充実に努めることを検討すべきである。	県立尼崎総合医療センターにおいて、身体合併症を持つ精神疾患患者の対応が図られたことは評価できるが、精神科救急医療についても同センターで対応できるよう、引き続き、県へ要望していく必要がある。
18	自立支援協議会	1	保健・医療	(2)	③	精神科の初期救急については”県事業“とされているが、”本来初期救急は地域（市）で取組むべき“（他科は実際にそうなっている）と考えると、県に働きかけるだけでなく市として取組むべきではないか。	
19	自立支援協議会	1	保健・医療	(2)	③	中核都市である本市は単科の精神病院がない。新設の県立医療センターにおいて、身体合併症を持つ精神病患者のみ対応(8床)を整備されたことは善処ではあるが、今後、精神疾患は増加している現象を鑑み、外来治療を行い尼崎市民を守るためにも救急医療をセンターにおいて受け入れるよう、尼崎市として県に要望し続けて欲しい。	

通番	提案者		基本施策			提出意見	外部評価
	会議名	番号	名称	方向性	取組項目	原文	取りまとめ案
20	専門分科会	1	保健・医療	(3)	①	相談支援の充実や啓発のための取り組みは評価できるが、今後はそのアウトカム評価が欠かせないだろう。それらの一層の充実のためにも、アウトカム評価の方法を開発し、その適用による課題抽出により、具体的何が課題なのかを浮き彫りにさせ、その課題を解消するための関係機関による協議を行う、というサイクルを確立する必要があるだろう。	相談会や交流会の開催等、相談支援の充実や啓発の取組は評価できる。今後はそれらの結果・成果に対する評価を行うことで課題を抽出し、関係機関において課題の解消に向けた協議を行っていく必要がある。
21	専門分科会	1	保健・医療	(3)	①	平成27年度から難病当事者によって実施されている電話相談について、行政の持つ発信力が、当該事業の周知に十分に発揮されているか等の検証及び、充実が必要だと思います。	現在、難病当事者が実施する電話相談について、周知が十分に図られているか等の検証や事業の充実が必要である。また、今後設置予定の保健福祉センターにおいても、支援体制の充実が図られる必要がある。
22	専門分科会	1	保健・医療	(3)	①	現在の保健所はもちろん、二所化が予定されている（仮称）保健福祉センターにおいても、難病に関する相談支援（ピアカウンセリング等）の事業実施を検討する等、支援体制の充実が図られるべきだと思います。	
23	専門分科会	1	保健・医療	(3)	②	医療講演会、相談会、交流会等の事業企画段階（尼難連の幹事会等）から、行政担当者の積極的な参加、参画が行われるべきだと思います。	難病相談会・交流会等において、企画立案や会場設営など、行政やボランティア等の参画を図る必要がある。
24	専門分科会	1	保健・医療	(3)	②	医療講演会、相談会、交流会等の事業実施において、会場設営作業（机やイス運び等）が難病当事者により担われている状況について、行政が窓口となり、ボランティア等の積極的な参加を促していただき、難病当事者の負担軽減に協力していただきたいと思います。	
25	自立支援協議会	1	保健・医療	(4)	①	乳幼児健康診査について、発達障害や知的障害軽度の場合は5歳児検診などが有効であることも他自治体の結果報告でも見受けられる。早期発見、早期支援の観点からも5歳児検診の検討をしてはどうか。	自閉症スペクトラムの児童に対しては、早期発見、早期療育を実施することが必要であるが、情報不足により、支援に至らないケースが多く、また、親の理解やサポートの仕方の知識不足により、虐待に繋がるケースや児童の権利を奪う事例も存在する。こういったケースを未然に防ぐためにも、他市での取組を参考にするなど、今後の対応が必要である。
26	自立支援協議会	1	保健・医療	(4)	①	自閉症スペクトラムの児童においては、早期発見、早期療育を実施することにより、コミュニケーションに付随する二次障害を如何に軽減させるかが喫緊の課題である。その為には、ペアレントトレーニングによる自閉症の特性理解の波及と、TEACCHプログラム等の専門的な療育プログラムの早期開始が有効的であるが、尼崎市の現状を鑑みると行き届いていないのが実情。親の理解やサポートの仕方の知識不足により、虐待に繋がるケースや権利を奪う行為に至っている事も否めない。未然に予防をしていかないと、理解されないまま更にケースはこじれ、学齢期～成人期においても、多種多様な社会資源が介入し、困難ケースと呼ばれるような事象が発生することもある。尼崎市としては、具体的にどのような対策を講じていくのか。 ⇒大阪市で取り組んでいる『大阪市発達障がい児童専門療育』が非常に参考になる。このような市単独事業を取り入れることにより、上記の課題の未然予防に繋がる可能性が高まり、尼崎市としても専門性の高い地域であることを発信できる。是非とも予算を付け、取り入れて欲しい。	
27	自立支援協議会	1	保健・医療	(4)	①	現在の乳幼児健診のシステムで「早期発見、早期支援」となるのは、乳幼児健診でフォローの対象になり、保健所の指導にのって、教室やプログラムの参加対象になり、その後もスムーズに支援につながっていくという場合のみである。それ以外のいろいろな場合を念頭においた施策を考えるべきである。市の健診を受けなかった場合、問題を指摘されなかった場合、健診で指摘があっても適切な支援にはつながらない場合等。	
28	自立支援協議会	1	保健・医療	(4)	①	他地域からの転入の場合、うまく市の支援のシステムにアクセスができない。（クローズドで行われている支援や、定員のある支援に途中で入ることができない）転入者への情報提供や支援窓口を明確にする必要がある。	
29	自立支援協議会	1	保健・医療	(4)	①	相談ルートや、かかった医療機関、入った保育所や幼稚園、認定こども園等によって、情報や支援に偏りがあるのは公平ではない。「早期発見・早期支援」について、公立や私立を問わず、もれのない公平なシステムを構築することと、保護者や関係機関への情報提供、アクセスがオープンであるシステムの構築が望ましい。	
30	自立支援協議会	1	保健・医療	(4)	①	障害の発見という視点が強調されると、保護者には敬遠される。こどもの障害等の受容のプロセスには時間がかかり支援が必要である。大切なのは障害であるかどうかということではなく（場合によってはたとえ疑いという段階であっても）、早期支援がこどもの発達に有効であり予防・促進につながることで、こどもには適切な支援、療育や教育を受ける権利があるということについての広報啓発と、常に保護者・家族への支援という視点から推進する必要がある。こどもを育てているのは保護者、家族であり、こどもを支援するということは、家族を支援するということである。	
31	自立支援協議会	1	保健・医療	(4)	①	3歳児健診から就学前健診までの間があくため、保育所や幼稚園、認定こども園での健康診断を、早期発見・支援という視点から、医師会や保健所と協力して、充実させてはどうか。	
32	自立支援協議会	1	保健・医療	(4)	①	発達障害や学習障害については、身体・知的・精神という「障害」の枠組みに納まらないことも多く、集団生活、描画や書字、学習が始まってからわかることがあり、就園・就学、義務教育期までを通して、「発見・支援」という観点で考えていくことも必要である。「わかった時、気づいた時、支援が必要になった時」が支援の時という柱も必要である。	
33	自立支援協議会	1	保健・医療	(4)	①	「早期発見・早期支援」がこどもを、障害の枠の中にはめ込むことがあってはならない。こどもは成長発達の途中にあり、世の中の障害に対する考え方や価値観、支援や教育システムも、未来に向かって変わっていく。今ある枠組みの中で、ある一時期のこどもを見て判断するのではなく、障害があろうとなかろうと、こどもは未来にどんな可能性があるか、まだわからない存在である。教育や支援に携わる人は、個人の見識や価値観、経験から可能性を決めつけるような見方や発言に気をつけてほしい。エンパワメントが支援者の役割である。	
34	専門分科会	1	保健・医療	(4)	②	特定健康診査の受診率が40%、特定保健指導の実施率が50%未満であるが、他市との数字の比較が必要であらう。また、そこにどのような要因が影響しているのかを探索し、その結果を反映させる仕組みを構築することで、全体としての質的向上を図ることも要検討事項である。	特定健康診査の受診率等については、他市との比較など分析を行い、その結果を反映させる仕組みを構築することで、全体としての質的向上を図ることも検討していく必要がある。
35	専門分科会	1	保健・医療	(4)	③	健康寿命を延ばすには、運動、食事、ストレス対策が大事な柱で、良い生活習慣を身に着けることですが、そのために、行政も積極的に生活習慣病の改善のための保健指導を行ってきているが、専門家だけではなく、実際の体験者などの話を聴く機会を設けることもよいのではないかと。	健康寿命を延ばすには、運動・食事・ストレス対策が大事な柱であり、良い生活習慣を身につけることが大切である。行政も積極的に生活習慣病の改善に向けて保健指導を行っているが、行政による指導だけでなく、対象者の体験談等を聴く機会を設けることも効果的と考えるため、検討していく必要がある。

●「評価・管理シート」における外部評価意見一覧表(障害者計画:基本施策2「福祉サービス、相談支援」)

通番	提案者		基本施策			提出意見	外部評価
	会議名	番号	名称	方向性	取組項目	原文	取りまとめ案
36	自立支援協議会	2	福祉サービス、相談支援	(1)	①	65歳になると障害者サービスが介護サービスに切り替わり、支給量が大きく減少します。続けて障害福祉サービスが受けられる原則を確認ください。	障害福祉サービス等は、全国的に統一的な運用ができていない。特に、介護保険の対象となった65歳以上の高齢障害者や同行援護の利用者については、尼崎市において国や県の見解と異なる事例があり、運用方法を再検討する必要がある。
37	専門分科会	2	福祉サービス、相談支援	(1)	①	兵庫県に確認したところ、通院等介助と同行援護は無条件に選択できるというでしたが、尼崎市はまだ認めていません。通院等介助か同行援護かの選択を無条件に認めてるべきだと思います。 通院等介助は往復と病院内での30分のみ利用できますが、診察や検査で長時間待たされたり、検査に時間がかかったりした場合のガイドヘルパーの費用は利用者または事業者の負担となっています。介護保険の場合、認知症などでは待ち時間も認めているようなので、同様に認めて欲しい。また、できないのなら医療機関が視覚障害者をサポートするようにする必要があります。	
38	専門分科会	2	福祉サービス、相談支援	(1)	①	同行援護について、国の基準でも兵庫県でも、「ドアtoドア」の原則はありませんが、尼崎市だけが「ドアtoドア」の原則を事業者に強く指導しています。早々に「ドアtoドア」の原則を廃止する必要があります。 同行援護の支給を抑制しようとしているようですが、調査員に対して強く言える人は希望どおりに、強く言えない人は希望より大幅に減らされているようです。障害者差別解消法も施行されるため、視点を変更するべき時だと思います。	
39	自立支援協議会	2	福祉サービス、相談支援	(1)	①	精神障害者のショートステイはまだまだ不足していると思います。	精神障害のある人が利用できる短期入所は、まだまだ不足している。今後は、短期入所事業者が増えるよう環境を整備する必要がある。(⇒障害福祉計画)
40	自立支援協議会	2	福祉サービス、相談支援	(1)	②	通所系の事業所での送迎サービスにかかわる事項であるが、運転手のみで送迎を行っている事業所がある。障害支援区分の高い人で、障害によるてんかん発作、行動障害、パニック、他傷行為等により、運転手だけでは対応できない場面がある。利用者にとって、安全かつ合理的配慮をされた移動環境を整える為、添乗員（支援員）を同乗させる施策を講じることはできないか。	日中活動系サービスは、自立訓練と生活介護がほぼ水準で、就労系サービスの支給実績が大きく増加している。今後は、支援の方法やニーズの高さ、サービスの質等を調査・分析し、適切なサービス提供の確保が行われているかを検証する必要がある。
41	自立支援協議会	2	福祉サービス、相談支援	(1)	②	自立訓練事業の支給実績の減少や他事業の伸びについて、支援ニーズの高さと支援の提供の質について、適当であるかどうかの検証や質の向上を促す施策を講じる必要があるのではないか。	
42	専門分科会	2	福祉サービス、相談支援	(1)	②	全体的に利用の順調な増加は、よく活用されているという意味で評価できる点であるが、自立訓練の利用が減少傾向にある点は気になる点である。その要因分析が欠かせないだろう。	
43	自立支援協議会	2	福祉サービス、相談支援	(1)	②	特に就労移行支援・就労継続支援等の就労系サービスについては大幅な増加傾向にあるが、それが障害のある人の就労ニーズにマッチしたものとなっているか等、質と量の検証をする必要がある。	
44	専門分科会	2	福祉サービス、相談支援	(1)	③	福祉用具の品目の検証については、他都市に比べて遅れている品目があるので機動性良く見直しをするべきである。	福祉用具は、他市に比べて対応が遅れている品目もある。今後は、他市の動向を検証し、適宜、品目を見直す必要がある。(⇒障害福祉計画)
45	自立支援協議会	2	福祉サービス、相談支援	(1)	④	市のホームページについては、「くらしの情報」→「障害者支援」→「施設」に行っても市立の施設記載しかない。尼崎市のホームページだというのは分かるが、一方では「尼崎市施設MAP」に特別養護老人ホームや老人保健施設が記載されている。「尼崎市施設MAP」の高齢者分野と同様な資源の記載が望まれる。また、「くらしの情報」→「障害者支援」→「相談」の先には委託相談の一覧か「尼崎市施設MAP」の相談支援事業所へのリンクが貼られるべきである。	障害福祉に関する市のホームページにおいては、他のサービスと同様に社会資源としてのサービス事業所や委託相談支援事業者を掲載する必要がある。特に、委託相談支援事業者についてはリンクを貼るなど広く紹介すべきである。
46	専門分科会	2	福祉サービス、相談支援	(1)	④	日中一時支援事業への事業者参入が十分ではないことは、家族支援や虐待予防の観点からも危惧される点である。その解消のためには、先駆的他市の取り組みを参考にしていくことも一つの方法であろう。	日中一時支援事業は、学校卒業後の受け入れ先を含む一時的な見守り場所の確保や障害のある人の家族支援、虐待防止等の観点から需用が大きいと考えられるが、事業者の参入が十分ではない。今後は、自立支援協議会等での協議を通じて、新たな加算の創設等による利用拡大について検討する必要がある。
47	自立支援協議会	2	福祉サービス、相談支援	(1)	④	緊急に一時的な預かりが必要となった場合の受け入れ先が少ないことに対して、事業所の拡充に向けた早期の取り組みが必要である。	
48	自立支援協議会	2	福祉サービス、相談支援	(1)	④	日中一時支援事業の利用者数の推移を示し、抜本的な改善策を示してください。「ガイドライン検討部会」の討議を取り入れてください。	
49	自立支援協議会	2	福祉サービス、相談支援	(1)	④	ニーズに基づくサービスの提供は計画によって適正化されていくと考える。児童放課後デイの急激な利用増加は卒業後の生活スタイルにも大きく影響する。移動支援の増加も影響は大きいと考えられるが、ニーズにあったサービスという点で日中一時支援事業の利用拡大が課題である。事業者を増やすための運用の見直しには希望の高い送迎・入浴・食事の提供、重度の加算などの検討が必要だと考える。	
50	自立支援協議会	2	福祉サービス、相談支援	(1)	⑤	それぞれのサービスにおける精神障害への理解が不足していると思います。 特にA型や就労移行、生活支援はサービスの対象外と言われるところもあります。そのため、事業所への研修等が必要ではないかと思います。	事業者の一部は、サービス提供にあたり、障害への理解が不足している。今後は、適切なサービス提供が行われるよう、事業者に対し、研修等を実施する必要がある。
51	自立支援協議会	2	福祉サービス、相談支援	(1)	⑤	ガイドラインの運用に関しては、利用者説明会や事業所勉強会を行っているが、対応について不安や不満を感じる声をよく聞く。ご利用者の事情などには傾聴し、また、丁寧な説明が必要である。	ガイドラインは、利用者や事業者に対する説明会等を実施してきたが、理解が進んでいない。今後は、支給決定にあたり、利用者の事情等を十分に傾聴し、丁寧な制度説明に努める必要がある。

通番	提案者		基本施策			提出意見	外部評価
	会議名	番号	名称	方向性	取組項目	原文	取りまとめ案
52	自立支援協議会	2	福祉サービス、相談支援	(2)	①	委託相談支援事業所の窓口業務が計画相談も兼ねている為、煩雑になっている。その為、基幹相談支援センターの設置と役割分担を求める(基本相談の充実化を図る)。	委託相談支援事業所は、増加する相談件数の対応に加え、計画相談支援も実施していかなければならない。また、地域の社会資源や関係機関によるネットワーク等を活かし、様々な相談に対応していくことが求められている。今後は、委託相談支援事業所の周知など相談窓口の明確化に取り組むとともに、運用体制の見直しや相談員のスキルアップを図る必要がある。
53	自立支援協議会	2	福祉サービス、相談支援	(2)	①	相談支援の増加が見込まれて、委託相談支援事業所の増加が望まれるが、一方で既存の委託相談支援事業所の強化やそれに伴う委託費の見直しも望まれる。専門性の担保と同時に適正な運営をするにあたっては、体制を維持する費用もかかってくる。委託費の中には、人件費相当分の他に間接経費(管理費用など)を含んだ委託費用の見直しが必要ではないか。	
54	自立支援協議会	2	福祉サービス、相談支援	(2)	①	委託事業を中心で行っていると、行政が望んでいる1人の相談員が50名の計画相談作成は厳しい、指定特定の事業所(計画作成を出来る)事業所の増加や、研修等の充実が必要と感じている。	
55	自立支援協議会	2	福祉サービス、相談支援	(2)	①	市民に窓口がわかりにくい。いろんな相談窓口や事業があるが、どういうものなのか、どういう場合に誰が利用できるのかがわかりにくい。相談窓口や利用できる制度の広報を、HP等でわかりやすく示してほしい。	
56	自立支援協議会	2	福祉サービス、相談支援	(2)	①	委託相談支援事業所が市外にある(ななくさ清光園、三田谷治療教育院)というものなじみにくい。市内に発達障害児・者(知的障害も含めた)の相談支援センターや窓口を作してほしい。	
57	自立支援協議会	2	福祉サービス、相談支援	(2)	①	公民を問わず、自発的な力を活かす、地域の社会資源を活かす、人と人の顔のわかるつながりを作っていく、ということが、制度うんぬんを超えて支援につながる可能性が大きいことを理解し、相談支援システムの中でそういったことが活発に行われるようにしかけを作るという方向性を入れるべきである。	相談内容の複雑化や専門化に対応するため、委託相談支援事業所には後方支援や二次的機関としてスーパーバイズを行う機能が不可欠である。今後は、基幹相談支援センターを設置し、相談事業の質の向上を図る必要がある。
58	自立支援協議会	2	福祉サービス、相談支援	(2)	②	総合相談窓口機能(基幹相談支援センター)や芦屋プラチナなど後方支援や二次的機関として各相談支援センターをスーパーバイズする機能は必要だと思う。ただ、具体的には個々のケースのスーパーバイズだけに終わらずに支援技法や手法やプロセス平準化や新たな支援技法の情報収集と周知など、支援の質の担保やより高度な支援の確立に力を入れることが望まれる。	
59	自立支援協議会	2	福祉サービス、相談支援	(2)	②	相談内容の複雑化や専門化の対応が非常に難しい状況である。困難ケースの適切な対応など相談事業の質の向上も求められている。基幹相談支援センターの早急な設置と相談支援に関わる機関の役割や機能の整理が急務と考える。	
60	専門分科会	2	福祉サービス、相談支援	(2)	③	計画相談支援の状況がまだ10%台に留まっているのは大いに懸念される事態である、その解消のために、委託相談支援事業者を増やす、セルフプランニングのための研修を実施するなどの方策も講じる必要がある。	サービス等利用計画は、作成率が約14%と低い状況である。今後は、委託相談支援事業所の増設や増員を始め、相談支援事業所のネットワーク強化、相談支援専門員の増員、研修会の開催等の施策を検討して早急に体制を整備し、障害のある人の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、計画を作成する必要がある。
61	自立支援協議会	2	福祉サービス、相談支援	(2)	③	利用計画の作成率11.3%では低すぎます。「ガイドライン検討部会」でのいろいろな改善策も支援相談所での適切な利用計画の作成が要です。委託支援センターでは現状が精一杯です。支援相談員の倍増を資格研修会開催などと施策化ください。	
62	自立支援協議会	2	福祉サービス、相談支援	(2)	③	計画相談を広めていくにあたり、現在事業所のネットワーク作りをしているところであるが、必要時(特に、初回作成時や障害特性理解が難しいなど)スーパーバイズが受けられる体制も必要ではないかと考える。	
63	自立支援協議会	2	福祉サービス、相談支援	(2)	③	利用計画の作成が進んでいない状況である。計画相談についての具体的な計画と、質の向上のため、相談支援事業所へのスーパーバイズや研修会の開催などが必要である。	
64	自立支援協議会	2	福祉サービス、相談支援	(2)	③	障害児相談支援の事業所が少なく、「サービス等利用計画」および「障害児支援利用計画」の作成が新規の利用者についてはできていても、すでに利用ができていないこどもについて作成が追いついていない。これまでずっと継続している利用者は、利用計画が必要となったことも知らない場合が多く、利用者(児童)の保護者に説明をしたり、研修会を行ったり、制度の周知して欲しい。	
65	専門分科会	2	福祉サービス、相談支援	(2)	④	各相談員の熱意は認めるもののスキルに非常にばらつきがある。相談内容もピアカウンセリングとしての域(日常生活等の悩みを同じ障害を持つ誰かに聞いて欲しい)にとどまるものから、専門的な知識を要するものまで多岐にわたっている。行政への橋渡しをスムーズに行うためにもある程度の知識は必要であるが、障害者が自分自身のスキルをあげる術は非常に厳しく、情報の入手もままならない。もちろん年1回の研修会や任意で研修等を行っている団体もあるが、行政より相談員に対してももう少し定期的に積極的な情報の発信を検討する必要がある。	相談員活動は、日常生活上の悩みの傾聴から専門的な知識を要する対応まで多岐に亘っているが、各相談員のスキルにばらつきがあり、支援に必要な情報も不足している。今後は、安定的に事業を実施するため、行政より相談員に対し、定期的に積極的な情報を発信する必要がある。

●「評価・管理シート」における外部評価意見一覧表(障害者計画:基本施策3「療育・教育」)

通番	提案者		基本施策			提出意見	外部評価
	会議名	番号	名称	方向性	取組項目	原文	取りまとめ案
66	専門分科会	3	療育・教育	(1)	①	児童発達支援については、全体的に、利用者数が増加するなど順調に推移しており、評価できる点である。	児童発達支援については、全体的に利用者数が増加するなど順調に推移しており、評価できる。 1歳半や3歳半健診において、発達に気がかりのある幼児が継続して相談や療育等を受けることができ、就学等に向けてそれらの情報をつなげていけるような取組が求められている。「あまっこファイル」が、保健・福祉・教育・就労など様々なライフステージをつなぐツールとして活用されるよう、関係機関への周知や一層の連携を図っていく必要がある。
67	専門分科会	3	療育・教育	(1)	①	1歳半・3歳半健診において、発達に気がかりのある幼児が継続して相談、療育などを受けることができ、その情報等が就学に向けて連携していけるようなシステム作りが望まれる。	
68	専門分科会	3	療育・教育	(1)	①	「あまっこファイル」の活用に向けて、より一層の関係機関、保護者への周知が必要である。	
69	自立支援協議会	3	療育・教育	(1)	①	「あまっこファイル」は「あまっこ部会」が協働の取り組みとして作り上げた大切な成果です。教育委員会とともに広がりにも動いてください。	
70	自立支援協議会	3	療育・教育	(1)	②	全てに共通するものだが、関係所属名に教育分野の担当が記載されているが、どの取組に置いても教育機関や担当が入っていないように思われる（記載されていないだけかもしれない）。療育とは「教育」も含めたものだと思うので、幼保一元化と言われる中なので、保育所長の連携協議会ではなく、教育分野も含めた連絡会を実施することや、障害児保育の研修会の対象を拡大して幼稚園教諭や放課後等デイサービス職員なども含めた研修の実施が望まれる。	療育支援の充実にあたっては、教育分野と一体的に取り組んでいくことが重要である。保育における連携協議会の実施とその実効性が確保できていることは意義があるが、幼保一元化も進められている中、保育のみならず、教育分野も含めた連絡会等を実施していくことや、障害児保育の研修会の対象者を拡大して、幼稚園教諭や放課後等デイサービス事業所の職員等も参画できるよう検討していく必要がある。
71	専門分科会	3	療育・教育	(1)	②	保育における連携協議会の実施とその実効性を確保できていることも意義がある。ただこの種の連携体制を保育のみにとどめるのではなく、療育・教育の他の分野においても実施することを考える必要がある。	
72	専門分科会	3	療育・教育	(1)	②	就学前の機関（特に私立幼稚園、私立保育所）で、気がかりな子どもたちの相談ができるシステムの構築が急務である。	
73	自立支援協議会	3	療育・教育	(1)	②	こどもの就学前の保育・就園先によって、相談支援体制に差があるのは、こどもにとって不公平なことである。公立か私立か、保育所か幼稚園・認定こども園かによって、差がないようにしてほしい。そういう方向で考えられるべきである。	
74	自立支援協議会	3	療育・教育	(1)	③	児童発達支援、放課後等デイサービスについては、現在までに一定の量的拡大が行われてきたところだが、保護者には、「放課後等の居場所」としての意味合いに加えて、より専門的な療育へのニーズが高いことから、たじかの園等で行われているような個別療育、あるいは言語聴覚士によるSTの実施などといった、より専門性の高い療育を行う方向で、事業の充実を図ることが望ましい。	放課後等デイサービスが充実していることは一定評価できるが、急激に増える事業所について、適切な療育支援が行われているか検証していく必要がある。また、保護者においては、放課後等の居場所という意味合いに加えて、より専門的な療育支援へのニーズが高まっていることから、「たじかの園」で実施している個別療育等の充実も含め、療育支援の充実を図っていく必要がある。
75	自立支援協議会	3	療育・教育	(1)	③	放課後等デイサービスが昨今充実してきている背景は評価に値する。しかしながら、『質』と『量』の『質』に対するサービスについては疑問に感じる事業所が多々ある。障害特性等の専門的な知識を有せず、児童ホームの延長線上でのサービス展開、利益追従を主たる目的とした展開、親のニーズのみに応えた展開、児童本人に対してのサポートであるにも関わらず、その視点から外れている事業所が多いのも否めない。専門的知識を有せず支援にあたると、二次障害の引き金ともなり得る。サービスの質の向上にも関連するが、尼崎市として、今後のサービスの質の向上をどのように捉えているのか。	
76	専門分科会	3	療育・教育	(2)	①	個別指導計画、個別教育支援計画の実績に見られるように、全体的に順調に推移しており、評価できる。ただ、計画策定が実際のどのようなアウトカムにつながったかの検証が必要であろう、加えて今後は、障害者差別解消法の施行を受けて権利擁護の観点からの取り組みが求められる。なお、個別指導計画、個別教育支援計画については、ライフステージ（幼→小→中→高→大）の進行に応じて内容も変えていくべきであり、ステージの移行をスムーズに行うための工夫を講じる必要がある。	個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成・活用実績については、全体的に順調な推移を示しており評価できるが、それらの取組が実際どういった支援等につながったのか検証していく必要がある。加えて、今後は障害者差別解消法の施行に伴い、権利擁護の観点からの取組や支援が求められる。なお、個別の指導計画や個別の教育支援計画については、就学や就労などそれぞれのライフステージに応じて内容を変えていくべきであり、それらの移行が円滑となるような工夫を講じていく必要がある。
77	自立支援協議会	3	療育・教育	(2)	①	学校現場における合理的配慮について、実践例や検討結果について、公表をし、事例の積み重ねをしていってほしい。	
78	専門分科会	3	療育・教育	(2)	①	各学校園において支援の必要な児童生徒が増加している。特別支援教育コーディネーター、特別支援学級・通級指導教室相談支援員、生活介助員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど、様々な立場の関係職員連携した校内体制の構築が望まれる。	各学校園において、支援を必要とする児童生徒が増加しているため、特別支援教育コーディネーターや特別支援学級担任、通級指導教員、教育支援員、生活介助員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど、様々な立場の関係者が連携した校内体制を構築し、生徒・保護者への周知が必要である。
79	自立支援協議会	3	療育・教育	(2)	①	特別支援コーディネーターが各校に必ずいるはずであるが、学校によっては周知されていなかったり、特別支援学級の担任との兼務で、普通学級のこども一人ひとりにまで対応できなかったり、学校によっては機能しているとはいいがたい状況もある。各校において生徒・保護者へ、特別支援コーディネーターの存在とその役割について、周知してほしい。	
80	専門分科会	3	療育・教育	(2)	②	就学先については本人・保護者に対し十分情報提供し意見を最大限尊重し、本人・保護者と教員委員会・学校とが合意した上で決定してほしい。	就学先については、就学指導等において、本人や保護者が納得できるよう十分な情報の提供に努めるとともに、意見を最大限尊重する中で、本人や保護者、教員委員会、学校が合意した上で決定していく必要がある。
81	自立支援協議会	3	療育・教育	(2)	②	就学指導の手続き、仕組み、就学先決定までの流れについて、わかりやすく解説したちらしやパンフなどを作って、保護者へ説明してほしい。また、特別支援教育の制度や現状、選択肢、利用できる支援制度についても、パンフレットなど、わかりやすい形で情報提供してほしい。	
82	自立支援協議会	3	療育・教育	(2)	②	適当な就学先として出された先と、本人・保護者の希望が異なる場合、就学指導の過程で本人・保護者が非常に苦痛な思いを経験することがある。就学先を迷っている場合、支援を受けたい場合、相談を希望する場合は、就学指導の意義があるが、本人や保護者の希望と就学先の指導が異なる場合、なんのための就学指導なのかの意義がよく理解できない。就学指導には、受ける方もする方も、手続きに時間も労力もかかっている。こどもの検査結果や状態についても、就学先の判断に使われ通知されるだけでなく、保護者や本人への説明や、就学先に関わらず、支援につながる、生かすようなしくみにしてほしい。	
83	自立支援協議会	3	療育・教育	(2)	②	就学指導を受けるのは少数であり、周りに相談・支援者がおらず、親子で孤立した状態、混乱した精神状態で就学指導に臨む場合もある。適切な就学先の選択のために、カウンセリング、相談支援機関への相談なども含めて、制度への理解、自己決定を支援する機会となるようにしてほしい。	
84	自立支援協議会	3	療育・教育	(2)	④	特別支援教育を行ったことによって成人期にもたらす効果、成人期に行う支援はどのような特別支援教育の土台の上で有効に働いているのかなどを検討する機会を、保育や教育、福祉分野を交えて検討する機会や研修を行えば、何のために何が必要かがより明確になるのではないかと。	教職員の研修機会において、障害当事者の体験の講話等を取り入れることも効果的である。また、特別支援教育が成人期にもたらす効果等について、保育や教育、福祉分野の関係者を交えて協議することにより、どのような支援が必要かがより明確になると考えるため、検討会や研修の開催について検討していく必要がある。
85	専門分科会	3	療育・教育	(2)	④	教職員の研修の機会に、障害のある方、難病患者等当事者の体験などの講話がとても大事だと思います。そのような機会を研修の中に取り入れていただきたい。	
86	専門分科会	3	療育・教育	(2)	④	障害児教育に関わる教職員は、特別支援教育を受けていない教員が普通校から特別支援学校に転任してきて、5～6年で普通校に戻っていくというパターンは変わっていないように聞いている。質の向上のためにも障害児教育を希望する人には、継続できるように取り組んで頂きたい。	

通番	提案者		基本施策			提出意見	外部評価
	会議名	番号	名称	方向性	取組項目	原文	取りまとめ案
87	専門分科会	3	療育・教育	(3)	①	「トライやる・ウィーク」は将来の市民福祉の担い手を育成するための企画になっていることを考えれば、そのメニューのいっそうの充実が求められる。また、福祉施設などで「トライやる・ウィーク」を行った児童が、継続的にボランティア活動ができるような、またそれが評価されるような仕組みを講じておくべきであろう。	「トライやる・ウィーク」について、将来の市民福祉の担い手を育成するための企画になっていることを鑑みれば、そのメニューの一層の充実が求められる。また、福祉施設等で活動を行った児童等が、継続的にボランティア活動ができて、それを評価していけるような取組についても検討していく必要がある。
88	自立支援協議会	3	療育・教育	(3)	①	幼少期からの「障害児者理解」のための啓発授業が必要です。授業カリキュラムを完成させ尼崎市の学校で授業を行ってください。市民の協力として当事者団体も協力できます。	障害や障害のある人への理解については、幼少期からの啓発が重要となるため、当事者団体との連携のもと、学校の授業カリキュラムに組み込んでいくといったことについても検討していく必要がある。
89	自立支援協議会	3	療育・教育	(3)	②	一部の学校では、発達相談を行える医療機関の周知は積極的には行わず、相談があれば案内をするという、充実とは反対の運用をしていると聞く。教育相談についても、どのような方法で案内・周知をして、どのような効果があったのかを案内文や相談件数や内容などの成果物をともに評価をしていく必要があるだろう。	教育相談の充実に向けては、これまでの取組の効果検証等を行うとともに、いじめや不登校、自殺、貧困家庭等の問題に、児童の障害が重なり合って複雑化するといった可能性も考慮して、臨床心理士のみならず、スクールソーシャルワーカーを活用していくことも重要である。また、保健所や幼稚園、保育所等の関係機関とも早期から連携を図り、相談体制の充実に取り組んでいく必要がある。
90	専門分科会	3	療育・教育	(3)	②	教育相談の充実においては、昨今においてマスコミに取り上げられ世論の関心が集まり始めている、不登校、いじめや自殺の問題や貧困家庭の問題に、児童の障害が重なり合い複雑化している可能性を考慮し、臨床心理士のみならずスクールソーシャルワーカーの活用も欠かせないだろう。	
91	専門分科会	3	療育・教育	(3)	④	教育相談においては、乳幼児期、早期からの支援機関（保健所・幼稚園・保育所等）との連携が望まれる。	
92	自立支援協議会	3	療育・教育	(3)	④	尼崎市の中学生の不登校発生率が高い理由は何か。早急に調査分析が必要である。そのうえで対策を考えてほしい。	
93	自立支援協議会	3	療育・教育	(3)	④	教育委員会への相談というのは、不登校などで落ち込んでいる状態にあるとき、保護者・本人にとって非常に敷居が高い。また、不登校の背後にはいろいろな要素があるため、教育相談では限界がある。本人や保護者が相談しやすいよう、民間機関と連携・協力してはどうか。不登校のみならず、青少年・思春期のこどもへの支援について、教育・福祉と医療・保健にまたがり、敷居の低い、インフォーマルな雰囲気、思春期のこどもにとって利用しやすい、親しみやすい相談支援部門を開設してほしい。	

●「評価・管理シート」における外部評価意見一覧表(障害者計画:基本施策4「雇用・就労」)

通番	提案者		基本施策			提出意見	外部評価
	会議名	番号	名称	方向性	取組項目	原文	取りまとめ案
94	自立支援協議会	4	雇用・就労	(1)	①	学校を卒業して就労する人のフォローアップや復職など就労者数には入らない相談や支援件数が増加していることから定着支援を含めた支援体制の強化と主たる相談対象を設けずに対応せざるを得ない状況からも専門性の担保と相談員の支援スキル向上を実施できる体制強化や知識や技法の取得向上を支える仕組み作りが必要と思われる。	「尼崎市障害者就労・生活支援センターみのり」を通じた一般就労者数については、横ばいながらも安定的な実績があり一定評価できるが、さらなる増加につながる有効な施策が求められている。今後は、特別支援学校を卒業して就労する人のフォローアップや復職等、就労実績では見えない相談や支援の件数が増加しているため、相談員のスキル向上のための支援をはじめ、定着支援を含めた体制の強化に取り組んでいく必要がある。
95	専門分科会	4	雇用・就労	(1)	①	センターみのりを通じた一般就労者数は横ばいながらも、コンスタントに就労を果たしていることは評価できる。	
96	専門分科会	4	雇用・就労	(1)	①	就労に関する支援・相談体制等を、利用実績の増加を根拠に、概ね順調に充実させていると内部評価されていますが、就労者を大幅に増加させることが重要ポイントであると言えます。過去から難病患者の就職難は続いているため、有効施策を打てば就労者の大幅な増加となることでしょう。現状は、微増にとどまっており、結果を出せておりません。	
97	自立支援協議会	4	雇用・就労	(1)	①	「障害者就労チャレンジ事業」は市職員にとっても有意義な事業です。庁内地下や近くの空きスペースを販売職場とするなど場を拡大して年間の受け入れ障害者を増やしてください。	「障害者就労チャレンジ事業」については、市職員にとっても有意義な取組である。今後は、障害のある人の就労機会を増やすことができるよう、市役所庁舎や近隣施設の活用によって活動の場を拡大し、年間の受入れ人数を増やすとともに、より一層の周知に取り組んでいく必要がある。
98	自立支援協議会	4	雇用・就労	(1)	①	市役所での職場体験や就労実習「就労チャレンジ事業」を行っているようだが知らない方が多い。神戸市北区で行っているように体験実施詳細等を障害者団体に定期的に情報を流してほしい。	
99	専門分科会	4	雇用・就労	(1)	①	他都市自治体においては、障害者手帳をもたない難病、発達障害のある方の市役所での雇用を行っている。民間企業等への支援、理解の推進を求めていくのであれば、尼崎市市役所自身が当該の取り組みを行う必要があると思います。市役所が採用されなければ、民間企業に啓発を行っても説得力に欠けることになり、事態は改善されません。明石市は発達障害者や難病患者の職員採用に踏み切りました。尼崎市も、これを参考にして実施されることを望みます。	他都市では、障害者手帳を持たない難病や発達障害のある人の市役所での雇用を行っている。今後は、障害者雇用について、行政が民間企業等に支援や理解の推進を実施しなければならないため、先進市の取組等も参考にし、現在雇用できていない障害種別について、採用を検討していく必要がある。
100	専門分科会	4	雇用・就労	(1)	①	市役所での職場体験や就労実習「就労チャレンジ事業」を実施出来ているのなら、市役所での採用も実施して、範を示してほしい。	
101	自立支援協議会	4	雇用・就労	(1)	①	障害者が就労する（入口）の支援が充実してくる中、就労する人が（移行A型も含め）増加しているが、その後の生活の支援をするところが不足している。精神障害者は就労することで生活が変わり、数年経っても支援を必要としている。A型の移行事業所は“就労支援しませんが”と言われ、家族調整や年金について生活相談などに応じてくれない所も多い。	一般就労する障害のある人が増えてきているが、就労後の生活への支援が不足している。今後は、就労によって生活形態が変わり、継続的なサポートを必要としている障害のある人が多くなることから、就労移行支援事業所等において、就労支援のみならず、家族調整や年金など就労後の相談に応じることができる体制を整備する必要がある。
102	専門分科会	4	雇用・就労	(1)	②	障害者差別解消法制定や障害者雇用促進法の改正を背景にして、今後は、就労を権利として捉え、QWLを向上させていく取り組みが重要になってくる。そのためには企業などへの啓発もその内容を見直していく必要がある。	障害者差別解消法の制定や障害者雇用促進法の改正を背景にして、今後は就労を権利として捉え、労働生活の質を向上させていく取組が重要となる。また、優秀な技能や資格があっても、なかなか採用されないため、福祉的就労に就いている障害のある人がいる。今後は、このような現状について、企業への理解の促進と情報の発信を行い、障害のある人の雇用を確保していく必要がある。
103	専門分科会	4	雇用・就労	(1)	②	障害者は教育を受ける機会を持つことができなかったことも以前はあったが、近年は高学歴で様々な資格を有する者も少なくない。しかし、実際は優秀な人材で資格を持ちながら就職を希望しても採用されず、福祉就労についているものもある。この現状を企業への理解の促進と情報の発信をはかるべきである。	
104	自立支援協議会	4	雇用・就労	(2)	①	多様な日中活動支援を支える地域活動支援センターが多くあるのは、尼崎市の強みであることを踏まえた上で、障害福祉サービスの就労継続支援事業や生活介護事業との差異がない場合について、もしくはその障害福祉サービスの範疇でも事業が成り立つものについては精査が必要だと思われる。そうではなく、障害福祉サービスでは運営やサービス提供しづらい取組等を行っている事業をより支える仕組みや、独自の取り組みに変化できるように促す必要があると思われる。	地域活動支援センターについては、多様な働き方や社会参加の在り方を見出していくという意味での存在は意義が大きく、安定的な運営のために市単独の支援を行い、実効性を挙げている点は評価できる。一方で、就労継続支援や生活介護等との差異がなく、その範疇で事業が成り立つ施設も存在する。今後は、現状を精査し、必要に応じて障害福祉サービス事業所への移行を進めるとともに、施設の安定経営と活動内容の充実に向けて協議・検討していく必要がある。
105	専門分科会	4	雇用・就労	(2)	①	日中活動の場を提供する地域活動支援センターの存在は、多様な働き方、社会参加の在り方を見出していくという意味で意義が大きい。そのための安定した運営のために本市独自の取り組みが実施されて、実効性を挙げている点は評価できる。今後は、安定経営と活動内容の充実に向けてのコンサルティング・サービスの創出も視野に入れる必要があるだろう。	
106	自立支援協議会	4	雇用・就労	(2)	①	“就労支援”に区分されていることに違和感を感じますが、地域活動支援センターは、精神障害者にとって多様な生活支援を受ける窓口となっている。障害福祉サービスになじみにくい特性も考えると、必須の事業であると捉えてください。	
107	自立支援協議会	4	雇用・就労	(2)	①	内部評価では、「就労継続支援(A型・B型)は事業所数・利用者数とも…一定整備されてきている」とありますが、活動概況の利用者数の報告でもA型とB型は分けて報告し、特にA型については、しごと部会で確認された適正なサービス提供がなされているかの3つのポイント(注)に基づいて、サービスの質についての評価も入れるべきではないでしょうか。(注：①事業所で提供される作業が、最低賃金を払うのが困難と思われるような収益の上まらない作業になっていないか。②長時間働きたいという利用者の意向にかかわらず、利用者の労働時間を一律に短時間にしていないか。③A型事業所を利用し始めてから、一定期間(例2年間)を経過すると、B型事業所に移行させるなど、不当にA型事業所を退所させていないか。)	就労継続支援(A型・B型)は、事業所数が増加しており、一定整備がされているが、各事業所におけるサービス提供の実態は様々である。また、就労継続支援A型については、国の補助金を目的とした運営により、利用者へ適切な支援を行っていない事例が全国的にも問題となっている。今後は、運営実態の把握や情報の共有に努めるとともに、適切な指導等について検討していく必要がある。
108	自立支援協議会	4	雇用・就労	(2)	①	就労継続A型やB型の質や情報を貰いたい。事業所数は増加し、一定整備されているが各事業所におけるサービス提供実態は様々である。各事業所の質の向上と実態の情報共有が必要。	
109	自立支援協議会	4	雇用・就労	(2)	①	補助金目当ての経営で内職だけをあてがうA型事業所が全国的にも問題となっています。行政として適切な指導と前向きな支援策を「しごと部会」と事業所連絡会を通して取り組んでください。	
110	自立支援協議会	4	雇用・就労	(2)	②	障害者優先調達については、他都市のリサーチを実施して、どうすれば行えるかを検討する必要がある。また、生産性などに優位性が低い障害者就労施設等にはきめ細やかなサポートやコーディネートが必要になる。そのいったことを担える部署を障害福祉課、もしくは産業に係る課などと協力をして実施できないか検討が必要。	
111	専門分科会	4	雇用・就労	(2)	②	障害者就労施設などの販路拡大のためには、市民に購入してもらえる製品の提供が欠かせない。その意味でも上記のコンサルティング・サービス創出は意義があると思われる。	平成26年度より「庁舎内販売」を実施しているが、定期化には至っていない。今後は、自立支援協議会「あまのしごと部会」等を通じて、「庁舎内販売」が定期化できるよう検討していく必要がある。
112	自立支援協議会	4	雇用・就労	(2)	②	「調達件数4,5,6件」はあまりにも少ない件数です。「庁舎内販売」の定期化をはじめとしてまず福祉関連部局から発注を試みてください。	

●「評価・管理シート」における外部評価意見一覧表(障害者計画:基本施策5「生活環境、移動・交通」)

通番	提案者		基本施策			提出意見	外部評価
	会議名	番号	名称	方向性	取組項目	原文	取りまとめ案
113	自立支援協議会	5	生活環境、移動・交通	(1)	①	どのような整備促進を努めているのかは記載するべき。 グループホームの整備については、公営住宅の活用や空き家の活用など、他課も交えて議論をすべきであり、「住まい」というものをどう考えるかは、基礎自治体における役割ではないか。	住み慣れた地域で生活できる環境づくりに向けて、グループホームをはじめとした多様な住む場の確保が求められている。また、グループホームの整備は、ニーズの高さと比較して進んでいない。今後は、グループホームが増設されるよう、消防設備の整備や夜間支援員の確保、重度障害者支援における報酬単価の向上等の課題解決に向け、公的支援制度の創出等について検討していくとともに、他市の取組の検証や国への働きかけが重要である。また、公営住宅や空き家の活用も有効であるため、市の関係課で連携を図り、実現に向けて検証していく必要がある。
114	専門分科会	5	生活環境、移動・交通	(1)	①	居住福祉の考え方に立てば、住む場こそが生活の基盤であり、あるいはその核になるべき存在である。そのことを踏まえて、グループホームをはじめとした多様な住む場の確保が欠かせないが、消防設備や夜間支援員確保などの問題があり、その拡充が難しいようであれば、公的支援制度の創出なども検討する必要があるだろう。同じような事態に直面している他市の取り組みなどを検討することも意義があると思われる。	
115	専門分科会	5	生活環境、移動・交通	(1)	①	ノーマライゼーション社会実現のためにも住み慣れた地域で生活できる環境作りが必要であり、そのためにもグループホーム等の整備を急ぐ必要があります。現在、住宅の確保等の妨げになっている消防設備設置の厳格化への対応等諸問題については早急に国へ働きかけを行なって欲しいと思います。	
116	自立支援協議会	5	生活環境、移動・交通	(1)	①	地域での自立生活を広げるためグループホームは大切な場であることが、「くらし部会」の学習会やフォーラムで確かめられてきました。建設・運営が進展するような支援策をともに考えていきましょう。	
117	自立支援協議会	5	生活環境、移動・交通	(1)	①	精神障害者のグループホームはまだまだ不足していると思います。	
118	自立支援協議会	5	生活環境、移動・交通	(1)	①	入院・入所からの地域生活への移行や親亡き後の生活を考えると、グループホームの実績値の推移をみた時にニーズに合った数値とは思えない。グループホームの運営が、特に重度でケアの必要度や質が高いものが求められる場合であれば厳しいと考えられる。運営の支援や質の向上などの支援を継続的に行っていくようなシステムが必要である。また、ニーズの多さから考えるとグループホームのあり方やグループホーム以外の考え方もまた必要となってくるのではないか。	大庄地区会館や中央開明庁舎等については、未だエレベーターが設置されていない。今後は、公共施設のバリアフリー化について、早急に対応する必要がある。
119	自立支援協議会	5	生活環境、移動・交通	(1)	③	小田公民館、大庄地区会館、中央開明庁舎などまだにエレベーターのない公共施設があります。上がれない障害者市民がいるのです。早急な対策を取ってください。	
120	専門分科会	5	生活環境、移動・交通	(2)	①	障害者差別解消法の施行を前にして、市営バスのノンステップ化は、民営化されたとしてもその100%化に向けて継続的に実施していくことが欠かせない。	市バス全車両のノンステップバス導入については、市が全国に誇れる取組である。民営化後も維持・継続ができるよう協議を進めていく必要がある。
121	自立支援協議会	5	生活環境、移動・交通	(2)	①	車いすの障害者がどこにも行ける 市バスのノンステップバス100%の普及率は全国に誇ってよい尼崎市の良いところです。	
122	専門分科会	5	生活環境、移動・交通	(2)	②	ソフト面における市バス特別乗車証の交付も継続的に実施していくことが欠かせないものであり、福祉タクシー利用料の助成も含めて、外出、社会参加にとっての一助になっていることを鑑み、今後とも拡充していくことが望まれる。	市バスの特別乗車証の交付や福祉タクシー利用料の助成は、障害のある人にとって重要な外出支援であり、外出へのためらいを少なくしている。社会参加の一助となっていることを鑑み、制度を維持・継続していく必要がある。
123	自立支援協議会	5	生活環境、移動・交通	(2)	②	市バスの特別乗車証交付は障害者にとって大きな外出支援になります。ターミナルで何回乗り換えても待ちさえすれば無料で済む乗車証は外出へのためらいを少なくします。運営が阪神バスに移ってもぜひとも維持・継続ください。	
124	自立支援協議会	5	生活環境、移動・交通	(2)	②	市バスの特別乗車証発行や移動支援事業については、尼崎市における優れた取り組みだと思われる。ただ、限られた財源の中で、本来必要な方への支援として継続でき得る形の継続検討が必要。	移動支援事業については、市における優れた取組と評価できる。限られた財源の中で継続的に実施できるよう、利用者のニーズやサービスの適正化等を踏まえて、早期に制度を整備していく必要がある。
125	自立支援協議会	5	生活環境、移動・交通	(2)	②	移動支援事業については、ガイドライン検討部会で検討されているが、サービス利用の適正化、ニーズに合ったサービスの整備が急務である。	

●「評価・管理シート」における外部評価意見一覧表(障害者計画:基本施策6「スポーツ・文化、社会参加活動」)

通番	提案者		基本施策			提出意見	外部評価
	会議名	番号	名称	方向性	取組項目	原文	取りまとめ案
126	専門分科会	6	スポーツ・文化、社会参加活動	(1)	②	2020年の東京パラリンピックに向けて、ニーズや関心が高まっていくことが予測される。それらに応える意味でも、引き続き継続ないし充実を図っていく。スポーツ大会への参加者数が横ばいになっているのは内容のマンネリ化の可能性もあるので、プログラム内容などについて障害者スポーツのコンサルティングを利用していくことも一手であろう。	2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックに向けて、スポーツ活動への関心やニーズが高まっていくと考えられる。今後は、活動機会の充実やそれらを支援する体制の整備について、継続的に取り組んでいくことが重要である。また、レクリエーション的な内容で実施している市スポーツ大会の参加者数は、近年横ばいの状況である。今後は、より参加しやすいプログラムへと工夫していくとともに、競技スポーツへの支援についても検討する必要がある。
127	自立支援協議会	6	スポーツ・文化、社会参加活動	(1)	②	身障センターにおいても各種障害者スポーツの取組を行っています。中央公民館からの障害者スポーツ開催の依頼に障害者の参加を募るなど開催に協力しました。	
128	自立支援協議会	6	スポーツ・文化、社会参加活動	(1)	③	障害者スポーツ指導者養成講習会へ出席する聴覚障害者への手話通訳者派遣が断られるなどが起こりました。社会参加への制限を外してください。	
129	自立支援協議会	6	スポーツ・文化、社会参加活動	(2)	②	講座等の開催について、以前よりも知られていない可能性がある。また、以前は定員満員で利用できないことが多かったことが原因の一つではないか。また、利用される方へのアンケートを実施しても効果は少なく、利用していない人のニーズが何かを把握する必要があるのではないか。	身体障害者福祉センターの利用人数は、以前の定員超過の印象や講座開催の広報不足等により、減少傾向にあると考えられる。今後は、利用者へのアンケートだけでなく、新たに利用者へのニーズ把握等、利用促進の方法を検討する必要がある。
130	専門分科会	6	スポーツ・文化、社会参加活動	(2)	②	「ふれあい学級」への参加数が県事業との関係で増加もしたが、例年はほぼ同水準であるので、その増加を図る取り組みが欠かせない。「ふれあい学級」に参加した障害のない人を組織化し、一過性の参加に終わらせない取り組みを検討してみることも一手である。	「ふれあい学級」の参加者数は、例年ほぼ同水準である。今後は、「ふれあい学級」に参加する障害のない人が一過性の参加とならないよう組織化する等、参加者の増加方法を検討する必要がある。
131	専門分科会	6	スポーツ・文化、社会参加活動	(2)	⑤	ボランティアについては人口減によって量的な拡充が望めないのであれば、その満足度を高め、参加の継続性を高めていくが必要になる。ボランティア参加の満足度を測定する方法を開発していくべきであろう。またボランティアの参加ニーズと受け入れニーズのマッチングを図っていくことも欠かせない。	人口減によってボランティア登録者数が減少傾向にあるのであれば、満足度を高めて、参加の継続性を維持していくべきである。今後は、ボランティア参加者の満足度の測定や、参加ニーズと受入ニーズのマッチング方法を検討する必要がある。

●「評価・管理シート」における外部評価意見一覧表(障害者計画:基本施策7「安全・安心」)

通 番	提案者		基本施策			提出意見	外部評価
	会議名	番号	名称	方向性	取組項目	原文	取りまとめ案
132	専門分科会	7	安全・安心	(１)	①	防災マップが作成できている地域が増えていることは喜ばしいが、災害はいつ起こるかかわらず全地域早急に作成する必要がある。	防災マップの作成地域は増えているが、災害はいつ起こるか分からないため、早急に全地域への作成を進めていく必要がある。
133	自立支援協議会	7	安全・安心	(１)	①	同意確認に関しては、時間経緯とともに対象の増減があるが、対応としてどうするのか。同意を得るというのは丁寧だが、災害時には第三者提供の例外規定が適応されるのではないか。それを踏まえた作成を行い緊急時に対応できるようにすべき。	避難行動要支援者の名簿作成に向けた同意確認を行っているが、回答率は低く、すべての同意者に対する支援者が確保できないなど、体制の整備は進んでいない。今後は、明確な不同意以外の名簿登載を検討することや障害のある人と支援者の普段からの交流機会を確保していくなど、緊急時に速やかに対応できる体制を整備していく必要がある。
134	専門分科会	7	安全・安心	(１)	①	避難行動要支援者名簿作成のため同意確認を行っていますが、現在同意された方が51,000人(54%)と少なく、今後再確認される予定です。同意者が少ない場合は逆手挙げ方式(不同意以外記載)にして、1人でも多くの方が名簿記載され津波等災害時に助けられる体制作りをして欲しいです。	
135	自立支援協議会	7	安全・安心	(１)	①	「避難行動要支援者名簿」への情報提供に同意する重度障害者・難病者が10/30現在、7,504名申し出ています。自らの安全と家族の安全を確保したうえでの地域の方々の支援体制が急がれます。提供した名簿をもとに地域の支援者と障害者が「顔の見える関係」になっていくようふれあうことから始めましょう、とみんなで広報していきましょう。	
136	自立支援協議会	7	安全・安心	(１)	②	聴覚や視覚に障害があり、情報伝達が遅れがちになる障害を持つ方々の対応を検討すべき。また、災害時を想定とした情報伝達を実施して、問題点や課題点を通常時に洗い出しておく作業が必要。	聴覚障害や視覚障害のある人等、避難時の情報伝達が遅れる人への対応策が検討されていない。今後は、災害時を想定した分析を行い、課題の抽出や対応を検討する必要がある。
137	専門分科会	7	安全・安心	(１)	③	市民の防災意識が地域によって温度差があることや福祉避難所の確保が難しい点について、それらを埋めていくためにも先行他市の取り組みを参考にしてみることも必要になるだろう。	福祉避難所の設置地区に偏りがある。今後は、先行他市の取組を参考に、引き続き、避難所の確保や災害時における医療・薬品の供給体制の確保等を検討する必要がある。
138	自立支援協議会	7	安全・安心	(１)	③	現在まで協定の結ばれた「福祉避難所」は6カ所ですが、いずれも中央地区・立花地区に偏在しています。残り4地区に福祉避難所が設置できるようともに働きかけましょう。	
139	自立支援協議会	7	安全・安心	(１)	③	精神障害者にとって、災害時にどこに行けば薬や医療が受けられるのかは、とても重要なことです。体制について協議し、日頃（平常時）に情報を周知しておくことが大切だと考えます。	
140	専門分科会	7	安全・安心	(１)	⑤	「尼崎市ウェブ１１９・ファックス１１９」について、高齢聴覚障害者に情報が聞き届いていないかと思われる。もっと分かりやすく利用促進する必要がある。	聴覚障害のある高齢者に「尼崎市WEB119・FAX119」の十分な周知が進んでいないと感じられる。もっと分かりやすい広報に努めて、利用を促進していく必要がある。
141	専門分科会	7	安全・安心	(２)	①	防犯対策、消費者保護のいずれともおおむね順調に推移していることは評価できる。今後は、実際のデータ数（被害件数など）を把握し、それに基づいた対策推進を考えていく必要がある。	防犯対策や消費生活相談の取組は、概ね順調に推移している。今後は、それらの実績把握や効果検証を行い、その結果に基づいた対策の推進を検討していく必要がある。

●「評価・管理シート」における外部評価意見一覧表(障害者計画:基本施策8「情報、啓発・差別の解消」)

通 番	提案者		基本施策			提出意見	外部評価
	会議名	番号	名称	方向性	取組項目	原文	取りまとめ案
142	専門分科会	8	情報、啓発・差別の解消	(1)	①	尼崎市民べんり帳について、案内などにまだFAX番号が記載されていないものがあります。すべてにTEL&FAX番号を公平に載せる必要がある。	「尼崎市民べんり帳」では、案内などにファックス番号が掲載されていないところがある。今後は、すべてにファックス番号を掲載する必要がある。
143	自立支援協議会	8	情報、啓発・差別の解消	(1)	②	知的・発達障害の人は絵カード、i-padなどのコミュニケーションを考えて欲しい。	意思疎通支援者の派遣実績は順調に推移している。今後は、「手話言語条例」の制定により、手話話者の言語権を保障していくことが重要である。また、それらを踏まえて、その他のコミュニケーションの多様性を保障していく条例の制定も視野に入れる必要がある。なお、知的障害や発達障害のある人等に対するコミュニケーションツールとして、絵カードやモバイル機器等を活用することも効果的である。
144	専門分科会	8	情報、啓発・差別の解消	(1)	②	情報提供、意思疎通支援の充実について順調に推移していることは評価できる。今後は、他市が先行しているように手話言語条例の制定により、手話話者の言語権を保障していくことが重要になる。また、それを踏まえてコミュニケーションの多様性を保障していく条例の制定も視野に入れておくべきであろう。	
145	専門分科会	8	情報、啓発・差別の解消	(2)	①	「市民福祉のつどい」などの啓発事業の開催回数は量的には2か月に1回のペースであるが更にその頻度を多くし、参加者による効果測定を試みてる時期に来ている。その結果を踏まえて、各回の内容についても再検証していくことができるだろう。	
146	自立支援協議会	8	情報、啓発・差別の解消	(2)	①	さまざまな講演会や啓発映画の上映などが行われているが、学校など子供に対する取り組みが重要であることと、当事者が積極的に参加して当事者の思いが伝わるようなものであってほしい。	「市民福祉のつどい」など啓発事業の開催頻度は高いとは言えない。今後は、開催頻度を高くし、参加者による効果測定等について検討していく必要がある。また、啓発事業の効果をより高めていくため、子どもを対象とするものや障害のある人が当事者としての思いを直接伝えていくものを実施していく必要がある。
147	専門分科会	8	情報、啓発・差別の解消	(2)	②	「障害者差別解消支援地域協議会」については、差別事例を専門家・関係機関などが検証していく大事な機関なので早急に設置してほしい。	
148	自立支援協議会	8	情報、啓発・差別の解消	(2)	②	協議会の設置は有効だと思われるので、継続して実施することと具体的に何が差別に当たり、どうすればいいのかを検討する必要がある。「ダメ、絶対」のようなものではなく、論理的な議論や具体例などを積み上げていく必要がある。	
149	専門分科会	8	情報、啓発・差別の解消	(2)	②	障害者差別解消法の制定を受けて、本市独自の差別解消条例、服務規程の制定と紛争解決メカニズムを講じておくべきである。	
150	自立支援協議会	8	情報、啓発・差別の解消	(2)	②	地域での障害者の自立生活には地域の理解が不可欠であり、いろいろなプログラムを準備して、何度も地域での研修会を開くことが課題です。新設される「障害者差別解消支援地域協議会」の第1課題としてはどうでしょうか。	

●「評価・管理シート」における外部評価意見一覧表（障害者計画：基本施策9「権利擁護、行政サービス等における配慮」）

通番	提案者		基本施策			提出意見	外部評価
	会議名	番号	名称	方向性	取組項目	原文	取りまとめ案
151	専門分科会	9	権利擁護、行政サービス等における配慮	（１）	①	意思決定が困難な状況にある人を支える仕組みへのニーズが増加していくことが予測され、本市としてのその体制強化への布石を早めに打つことが欠かせない。平成26年度より開設された「尼崎市成年後見等支援センター」の内部に蓄積されてきたケースの分析に基づく課題抽出とそれに基づく対策検討が求められるだろう。	意思決定が困難な人への支援の必要性が高まっていくことが予測される。今後は、対応する人材の育成を含む早期の体制強化に取り組んでいく必要がある。また、平成26年度に開設された「尼崎市成年後見等支援センター」のケースの分析を行い、課題の抽出や対応を検討する必要がある。
152	自立支援協議会	9	権利擁護、行政サービス等における配慮	（１）	①	相談支援において成年後見人制度の利用支援が増加している。相談員の知識や対応を充実させるために専門家による研修や関係機関の連携のシステムづくりが必要である。また、後見人の育成や質の向上の取り組みも課題である。	
153	専門分科会	9	権利擁護、行政サービス等における配慮	（１）	②	虐待防止についても、通報・相談件数が増えてきていることからそのデータの分析が必要になる。	障害者虐待に関する通報や相談件数が増えてきている。今後は、対応したケースの分析を行い、課題の抽出や対応を検討する必要がある。
154	専門分科会	9	権利擁護、行政サービス等における配慮	（２）	①	障害者差別解消法の施行を受けて、対応要領に基づいた服務規程の制定が重要になる。その際には紛争解決手段を講じておくべきである。また差別解消法の趣旨を市民に広く周知していくことを意図した広報体制を必要になる。	市役所の窓口において、「一緒に次の窓口に行ってくれた。」等の配慮事例が増えてきている。平成28年４月に施行する障害者差別解消法に向けた取組が行えるよう、市職員に対する服務規程の整備や紛争解決の手段を講じる必要がある。なお、その際は、具体的な事例を挙げた分かり易いものにするとともに、市民に広く周知していく必要がある。
155	自立支援協議会	9	権利擁護、行政サービス等における配慮	（２）	①	市職員については「一緒に次の窓口に行ってくれた」「そこにいてください。担当を呼んできます、と応対してくれた」という声を聴くことが増えました。現在取り組んでいる「市職員向け 差別解消のための要綱」が、ハウツーものにならず、具体的な事例を挙げたわかりやすいものになるよう作成ください。	
156	専門分科会	9	権利擁護、行政サービス等における配慮	（２）	①	障害福祉課の窓口担当の方が未熟ながらも手話を覚えてくれていることで安心して声かけられるようになっている。今後も引き続き手話研修を定期的開催するべき。他の課にも増やす必要がある。	
157	自立支援協議会	9	権利擁護、行政サービス等における配慮	（２）	①	手話研修については「手話言語条例」の制定とあいまって、「全員への研修を漸次進める」と変更されたい。	市役所の職員も手話に対する関心が出てきている。今後は、「手話言語条例」を制定して、「手話研修」の充実を図り、希望者のみならず、全職員を対象とした研修を実施する必要がある。
158	自立支援協議会	9	権利擁護、行政サービス等における配慮	（２）	②	投票所に障害特性に応じて対応できる方がいることなど、まだまだ周知出来ていないのでもっとPRして欲しい。	

●「評価・管理シート」における外部評価意見一覧表(障害福祉計画：1「障害福祉サービス」)

案件番号	提案者	基本施策			提出意見	外部評価
	会議名	番号	名称	事業等	原文	とりまとめ案
1	自立支援協議会	1	障害福祉サービス等	①	ほとんどが横ばいの支給量で、障害者の一定のニーズに見合ったサービスが提供されているとみなされます。知的障害者・精神障害者の移動支援サービスである「行動援護」が国のサービスとしてあるのに本市ではほとんどないのはなぜか、どのような改善があるのか「ガイドライン部会」の討議・提言をお聞きください。	訪問系サービスの支給実績については、計画値とほぼ同水準で推移しており、利用ニーズに見合ったサービスが一定提供されているが、「行動援護」は、実績がない状況である。今後は、自立支援協議会等で検討を行い、実績が増えるよう改善する必要がある。
2	専門分科会	1	障害福祉サービス等	②	就労継続支援(A型)事業所が平成26年度から平成27年度に急増していますが、障害者を雇用しながら就労実態がほとんど無い不正を疑われるようなケースも全国で相次いでいます。不正防止対策の徹底を図っていただきたいと思います。	日中活動系サービスは、自立訓練と生活介護がほぼ同水準で、就労系サービスの支給実績が大きく増加している。今後は、支援の方法やニーズの高さ、サービスの質等を調査・分析し、適切なサービス提供の確保が行われているかを検証する必要がある。(基本施策2と同じ)
3	自立支援協議会	1	障害福祉サービス等	②	就労継続A型B型事業が急激に増えているが、情報不足であるため、実態を知りたい。また、質の担保が必要である。	
4	自立支援協議会	1	障害福祉サービス等	②	持続可能な制度の構築に向けて、一定の理解は出来るが本当に必要な利用者にサービス提供できるように質の確保だけでなく、量(支給量や事業所の数)の担保も必要である。本来の公平性の視点が必要である。	
5	自立支援協議会	1	障害福祉サービス等	②	生活介護・自立訓練については横ばいに近く一定のニーズがあり、それを提供できていると考えられる。就労系サービスは着実に伸びており、就労へ向けた障害者の願いの表れとおもわれ、施策の充実がのぞまれます。A型就労継続支援に対しては、394日/月、972日/月、1951日/月、3703日/月、と3年間で10倍の伸びを示していますが、経営にひずみがないか、行政の指導・監督が問われる事態ではないでしょうか。実際、職業指導や作業内容に職員を十分配置せず、雇用契約に見合うような職業指導になっていないのでやめてしまったという話を聞きます。委託相談支援センターには実情が相談されていますので、聴き取っていただきたい。そのうえで適切な指導、前向きな事業運営を支援ください。就労事業所連絡会と協働ください。	
6	自立支援協議会	1	障害福祉サービス等	③	グループホームの絶対数が足りない、また質の問題や人が集まらない問題を解消する必要がある。入所施設から地域移行という流れになっているが、入所施設も地域の施設としての機能と考えるべきでないか。	共同生活援助は、親の高齢化等によって自立生活の必要性が高まっていることにより、グループホームが整備されていることに伴って増加している。しかしながら、整備数はまだまだ不足していることが想定される。今後は、この増加傾向を維持できる整備支援策や入居者に対するサービスの質の担保等について、検討していく必要がある。
7	自立支援協議会	1	障害福祉サービス等	③	共同生活援助は、181人197人219人242人と伸びているのは、自立した地域生活を送るには親の老齢化に伴ってせっぱつまったグループホーム建設です。この伸びに見合った運営支援策を立てていただきたい。	
8	自立支援協議会	1	障害福祉サービス等	④	当初26年度中にと言っていた計画相談で福祉サービスを利用していない人からと聞いていますが、なかなか進んでいないのでこのままで良いのでしょうか。	特定相談支援は、平成27年度より全支給決定者に実施しなければならないが、達成できていない状況である。今後は、委託相談支援事業所の増設・増員や相談支援事業所のネットワーク強化、相談支援専門員の増員、研修会の開催増等の施策を検討する必要がある。(基本施策2とほぼ同じ)
9	自立支援協議会	1	障害福祉サービス等	④	全支給決定者に対する計画作成を達成するために、相談支援専門員の増員や事業所増設が課題となっており、その実現に向けての支援体制を整備する必要がある。また、計画相談の質の担保について、相談支援専門員の研修の実施も早急に検討する必要がある。	
10	自立支援協議会	1	障害福祉サービス等	④	必要な全ての計画相談の達成を目指すのであれば特定事業所の設置促進と基幹型の設置など支援体制の充実を図る必要がある。また、同時に新規事業所の質の担保も必要だと感じている。	
11	自立支援協議会	1	障害福祉サービス等	④	「ガイドライン検討部会」で討議されている適切な支給量の決定には「特定相談支援」が必要です。最重要課題の一つとして、具体的な施策を実施していただきたい。このままでは「委託相談支援事業所」に業務が集中してパンクする事態が憂慮されます。	
12	自立支援協議会	1	障害福祉サービス等	④	市内に施設入所者の地域移行に関して地域生活支援体験利用できるような体験ルームの設置と運営を考えていけるように考えることは可能か。	一般相談支援は、市内に地域生活支援体験ができる施設がなく、ほとんど利用実績がない状況である。今後は、施設の整備や専門性の高い相談支援専門員の確保等を行い、実績が増えるよう改善する必要がある。
13	自立支援協議会	1	障害福祉サービス等	④	計画・移行・定着を専門知識を持って質の担保をして進めていくことが重要。そのために、体制整備(ネットワークや研修、職員の充足など)・(市のHPへの調査も)を進めることが課題だと考えます。	

●「評価・管理シート」における外部評価意見一覧表(障害福祉計画:2「障害児通所支援等」)

案件番号	提案者	基本施策			提出意見	外部評価
	会議名	番号	名称	事業等	原文	とりまとめ案
14	専門分科会	2	障害児通所支援等	①	放課後デイサービスの事業所が急増している。利用者に選択肢があること自体は望ましいことだが、内容や運営方法等について、よく把握しないまま預けているケースも散見される。事業所の詳細について情報提供が望まれる。	障害児通所支援は、放課後等デイサービスの事業所の急増により、大きく増加している。今後は、提供体制の整備など量的な確保に加えて、サービスの質の向上を図っていく取組も重要である。特に、放課後等デイサービスについては、保護者の中に支援内容等をよく把握しないまま預けてしまう事例も散見されるため、事業者やサービスの内容等について周知を図っていく必要がある。
15	自立支援協議会	2	障害児通所支援等	①	あまっこ部会で通所施設等を整理段階であるが、現状、次から次と新規事業所が開始され整理が難しい状況である。事業所数は増加しているが、提供されているサービス内容について、実態にあった情報の開示が必要。	
16	自立支援協議会	2	障害児通所支援等	①	内部評価にもあえて書かれる「放課後デイサービスのサービスの質の担保が課題」について急ぎ具体的な対策をとる必要があります。放置や虐待といった事態はもう避けたいものです。	
17	自立支援協議会	2	障害児通所支援等	①	障害児通所支援の充実にあたっては、需要に対応した量的な面の担保に加えて、質的な面の向上を図るため、職員の資質を高めるための研修や、専門性の高い取り組みを行う事業者への支援など、サービス内容の充実を制度的にバックアップすることが望ましい。	
18	自立支援協議会	2	障害児通所支援等	②	計画見込み量に27年25人、28年50人、29年74人のような伸びを見せると予想されます。保護者の相談のニーズは低くなることはないと思われます。また適切なサービス利用計画書の作成のためにも障害児相談支援に取り組む事業所への強い支援が望まれます。	障害児相談支援は、概ね計画値に沿った進捗になると予想できる。今後は、指定特定相談支援事業所が適切な利用計画を作成できるよう、行政が支援していく必要がある。

●「評価・管理シート」における外部評価意見一覧表(障害福祉計画:3「地域生活支援事業」)

案件番号	提案者	基本施策			提出意見	外部評価
	会議名	番号	名称	事業等	原文	とりまとめ案
19	専門分科会	3	地域生活支援事業	①	「自発的活動支援事業」について早期の事業化及び広報をもっと積極的にする必要があると思う。	地域との交流の場である「市民福祉のつどい」については、障害の理解促進や啓発のためにも重要なイベントであるが、参加者が固定傾向にある。今後は、障害当事者や家族のピア活動の場として活用していくことや、市民が参加したいと思うような企画等について検討していく必要がある。 自発的活動支援事業については、実績がない状況である。今後は、当事者団体等の活動の支援となるよう、早期の事業化を目指すとともに、積極的な広報に努めていく必要がある。
20	自立支援協議会	3	地域生活支援事業	①	当事者や家族のピア活動の場としても啓発の機会を捉えてください（8、(2)－②「理解啓発活動及び差別解消」とも関連）。また、日頃、相談員や保健師と連携・助言いただくことで、当事者会・家族会の活性化を支援いただきたい（6、(2) 社会参加活動等“check”にある「自発的活動支援事業」とも関連）。	
21	自立支援協議会	3	地域生活支援事業	①	地域との交流の場として「福祉のつどい」のマンネリ化。参加したい・見学したいと思える事業内容・企画化に新たな取組みが必要。	
22	専門分科会	3	地域生活支援事業	②	自閉症の中には成人になってから問題行動が激しくなり日常生活が困難になる人も見受けられる。どこに相談に行ったらよいのかわからず対応に苦慮している。困った時にすぐ相談ができ、専門家による適切なアドバイスや対応を受けられる様な「基幹相談支援センター」を早期に創設してほしい。	「保健・福祉センター」の2所化に併せた総合相談窓口機能（基幹相談支援センター）の設置については、早期の対応が求められる。今後は、今まで以上に地域から相談しやすく、地域への訪問がしやすい体制整備が重要である。 委託相談支援事業所は、相談件数が増加している。今後は、体制整備が必要不可欠ではあるが、ただ単に事業所数を増やすことだけでなく、相談員の養成など支援の質の向上にも取り組んでいく必要がある。
23	自立支援協議会	3	地域生活支援事業	②	29年度中に全利用者の「利用計画書等」作成が求められている限り、委託相談支援事業所は今のままとしても、それを補完する相談支援専門員を置いた相談支援事業所認可はとりあえず倍は必要です。特に「ガイドライン検討部会」で討議している個々の生活に応じた適切な支給量決定には、適切な利用計画書等の作成が不可欠です。そのためにも相談支援専門員の養成に急ぎとりかかる必要があります。	
24	自立支援協議会	3	地域生活支援事業	②	保健・福祉センター2所化や基幹相談支援センターの設置の所に、今まで通り(今まで以上に)地域から相談しやすく、地域に訪問等で出て行きやすい体制作りを行なうことが重要だと考えます。また、“相談”の機能に加えて、委託事業所の担う役割も多岐に渡り、2名/所の職員では十分に担いきれないのではないかと考える。計画・移行などの体制整備への協力・障害福祉サービスの適正な実施へのバックアップ等々。	
25	自立支援協議会	3	地域生活支援事業	②	ただ単に委託事業所の数を増やすことだけでなく、今ある委託先の質の向上（個々に応じた対応と必要な支援内容の充実）にも取組を継続して欲しい。	要約筆記者の派遣実績については、増加傾向にある。引き続き、パソコン画面映写による同時通訳による学習者を増やし、支援者や利用機会を増やす必要がある。 手話通訳者養成講座の受講者数については、近年減少傾向にある。今後は、支援者の継続的な確保に向けて、養成講座の強化に取り組んでいく必要がある。
26	自立支援協議会	3	地域生活支援事業	③	要約筆記についてはパソコン画面映写による同時通訳の学習者が増えていることが誘因ではないでしょうか。手話通訳者養成講座の受講人数の減少がありますので、先を見越しての養成強化を実施すべきではないでしょうか。	
27	専門分科会	3	地域生活支援事業	④	在宅療養等支援用具においては、血圧計においても盲人用を加えるべきである。	日常生活用具の給付については、他市に比べて対応が遅れている品目もある。今後は、他市の動向を検証し、適宜、品目を見直す必要がある。
28	専門分科会	3	地域生活支援事業	⑤	移動支援の27年度の見込み値でみると利用者は増加しているが、時間数はやや減少している。移動支援はニーズが高く地域生活をする上で必要不可欠な事業だが、計画相談を基に利用者に適正な利用をPRする必要がある。	移動支援事業については、利用者が増加しているが、時間数はやや減少している。今後は、障害のある人の地域生活に必要な不可欠なサービスではあるが、利用者、事業所、行政とそれぞれの立場から見た場合、少しずつ温度差が感じられるため、計画相談支援を基に適正な利用を実施していく必要がある。
29	専門分科会	3	地域生活支援事業	⑤	特別支援学校に通学する生徒の中に、身体が大きい、問題行動がある、また、保護者自体に通学支援が難しい状況があるなどの理由で、スクールバス停までの送迎が困難なケースが増加している。移動支援の制度上の縛りがあることは聞いているが、通学保障のためにサービス枠を広げていただきたい。	
30	専門分科会	3	地域生活支援事業	⑤	移動支援事業は、障害者の外出に必要な不可欠な事業であるが、利用者、事業所、行政とそれぞれの立場から見た場合、少しずつ温度差が感じられる。行政は事業所に適切な指導と利用者には正しい説明をすべきである。	
31	自立支援協議会	3	地域生活支援事業	⑥	小規模作業所から移行する事業として地域活動支援センター事業が始まり、随分と年月が経っている。十二分な移行期間を設けたうえで、未だに小規模作業所事業を残している意味が明確になっていない。期限を決めて移行できるサポートを行い、それでも移行しないのであれば、市内の資源とサービス供給量からみて必要性があるのかどうかを具体的に示す必要がある。現状でも、市内の地域活動支援センターや就労継続支援B型の供給量と定員の充足率、稼働率などを示した上で、小規模作業所事業を行う必要性を明示していただきたい。	小規模作業所については、地域活動支援センター等への移行を進めてきたが、すべてを移行できていない状況である。今後は、移行ができない実情等の把握に努めるとともに、本市におけるサービス提供基盤の整備状況やのサービス供給量等も考慮した上で、必要性や今後の在り方について明示していく必要がある。また、移行した新規事業所の運営者に対しては、適正な事業運営が実施できるよう、行政による指導や支援を行っていく必要がある。
32	自立支援協議会	3	地域生活支援事業	⑥	H27年度も予測と違って前年と同等であったのは、わずかししか事業所への移行をしなかったことと、何力所か予測なしに福祉事業参入で地活申請がなされたためと思われる。事業所へ移行しない、できない実情をつかむことと新規福祉事業参加の運営者に適切な指導が行政として必要ではないでしょうか。小規模作業所連絡会などからの連携を探ります。 （参考）として挙げられている小規模作業所は6力所ですが、このまま継続されると予測されます。定員5人以上という小規模のよさは障害別なきめの細かい運営ができることや、ふれあいの密度の高さで有意義なものがあります。県が補助を停止したとしても、尼崎市としての補助金は廃止しないでください。小規模作業所のまま運営したいという意向が明確であれば、事情をよく聞き取った上で引き続き補助されるよう求めます。	

●「評価・管理シート」における外部評価意見一覧表(計画全体:「その他の意見」)

案件番号	提案者	提出意見	外部評価
	会議名	原文	対応案
1	専門分科会	短期入所は緊急時のみならず障害がある本人の自立生活をする上での一歩として、また家族のレスパイトとして必要不可欠のサービスだが、長期利用者についてはどのような対応になっているのか？保護者の病気・入院などやむを得ない事態については絶対に必要だが、それ以外については個別支援計画などで明記しているのか？長期利用はどのくらいの期間を最長としているのか？長期利用者がいるために緊急時に利用できないという事態は避けてほしい。	意見
2	自立支援協議会	尼崎市に唯一、本社を構える特例子会社ですので、是非、学校等教育で社会学習や人件学習のカリキュラムの中で、弊社を見学等で活用されては如何でしょうか。	意見
3	専門分科会	2 障害児通所支援等、2―①障害児通所支援の2進捗状況 計画値、実績値などすべての項目で 日/月になっているが、「日」又は「日/年」の誤りではないのか？	質問
4	自立支援協議会	障害福祉計画について、事業整備やサービス利用数などは目標値を掲げても、事業を実施する主体ではないので達成しても達成しなくても他者任せの数値になっている。行政の計画というのであれば、促進のためにどのようなことをしたのか、どのような情報提供を行ったのかが評価をすべきものではないか。現在の形は、定量化をして数値化しやすいかもしれないが、目標達成のために「何をしたのか」が見えないものとなっている。	改善
5	専門分科会	本計画のPDCAサイクルを回して行く際、パブリックコメントに対して「盛り込み済み」としたものについても、具体的な内部評価を求めたい。また、当該のパブリックコメントについて、関係する審議会等でも当該計画実施期間中は、資料として配布されたい。	改善
6	専門分科会	行政もいろいろと検討されて、今回の設定をされたようなのですが、各障害者団体への意見集約の方法について、もう少し委員以外の人たちの意見が拾えるようなアプローチをしてほしい。きちんと組織化された団体は問題はないのですが、まだ組織化されていない団体も見受けられるように思います。	改善
7	自立支援協議会	入所施設の利用を必要とする人が絶えないとあるが、受け皿となる地域資源が整備されていないということは、これまでも継続して言われてきており、需要に対して供給が追いついていないという現状の改善は可視化されていない。ニーズの高い入所施設を減らしていくのであれば、それに相当する地域の受け皿が必要である。それが実現に程遠いのであれば、入所施設に対して利用者が必要と感じているにも関わらず居場所を奪することにもなるのではないだろうか。需要と供給がアンバランスな状況の中で、地域移行や計画相談を推進することは非常に厳しく、現存の事業所及び支援者の疲弊の声が聞かれる。利用者にとって地域で自分らしく安心して生活できる居場所確保の実現に向けた支援の方向性さえ見失ってしまうのではないかと危惧していると同時に何をすべきかについて共に検討していきたい。	意見
8	自立支援協議会	尼崎市障害福祉計画第4期の1ページ 施設入所者の地域生活に関する目標、地域移行者数の目標値と入所施設の削減数が目標値として記載されているが、マンツーマン対応や24時間の見守りや、毎日の過度の支援を迫られる、触法障害者や重度・最重度の方を受け入れるグループホームが見つからない現状である、さらに土日の支援体制は手薄であり、それを補完するような移動支援の支給も厳しくなっていく中で、地域移行はより一層厳しくなると思われる。	意見
9	自立支援協議会	当事者団体の意見を十分に踏まえ、議論し作成されていると考えます。	意見
10	自立支援協議会	障害福祉計画の目標1「施設入所者の地域生活への移行」について、このままでは、29年度末まで目標人数23人には遠い。基本から考え直す必要がある。出入りはあまり多くないが、施設入所者の削減目標値18人は達成できる可能性はある。	意見
11	自立支援協議会	障害福祉計画の目標2「地域生活支援拠点等の整備」について、全く討議が進んでいない。どこかの場で課題設定から始める必要がある。	地域生活支援拠点等の整備に向けての検討が進んでいないため、早急に課題設定等の協議を開始する必要がある。 (⇒障害者計画：基本施策5（1）生活環境へ）
12	自立支援協議会	障害福祉計画の目標3「福祉施設から一般就労への移行」について、目標値は達成できると思われるが、どこから移行したのかの分析が重要です。A型・B型・就労移行支援・その他などに分けた数値から課題を汲み取る。	意見
13	自立支援協議会	障害福祉計画の目標3―①「就労移行支援事業利用者数の増加」について、目標値は達成できると思われるが、A型・B型・就労移行支援に分けた数値から上の数値と比べながら課題を汲み取る。	意見
14	自立支援協議会	障害福祉計画の目標3―②「就労移行支援事業所の就労移行率」について、個々の事業数の数値が出るが、就労移行率の数値だけを注視することは避けてほしい。入所生の状況、企業側の受け入れ姿勢があり、率だけでは課題が見えてこない。A型・B型・就労移行支援という分け方、それぞれの縛りが実情に合ったものになっているか、市として運用に変更したほうが良い点はないのかなど、当たっていきましょう。	意見
15	専門分科会	障害者への支援となると重度障害者への支援が中心となっており、軽度や中度の障害者への支援が見過ごされがちであるので支援の枠を広げる必要がある。	意見
16	自立支援協議会	障害福祉計画の目標1「施設入所者の地域生活への移行」について、障害者計画1、(2) - ①と同様、移行事業が活用できる体制を、また、地域生活支援拠点等の整備については支援対象者の意向や状況を良く聞いてすすめていただきたい。	意見
17	自立支援協議会	精神疾患を長年患っている者の家族の中には、社会とのつながりのない24時間、家で見守り支援している。夜眠れず大変な環境の中で追い詰められている。家族が疲弊し当事者を殺害する事件も起きている。これは、他の障害をもっている家族にも起こっている。家族支援の充実を願ってやまない。	障害のある人の家族の中には、長年の見守り等によって疲弊している人や社会とのつながりが無い環境で生活している人もいるため、家族支援の充実を図っていく必要がある。 (⇒障害者計画：基本施策2（1）障害福祉サービス等へ）
18	専門分科会	子どもが精神疾患になれば、家族がケアをするのは当然という認識が変わらない中、家族は孤立し、疲弊しています。発病して3年くらいの間は本人にも家族にも相当濃密な知識が与えられたりサポートが必要であると考えます。個々の家族に対応した情報と日常生活の家族支援が必要です。	
19	自立支援協議会	消費者教育について。障害のある人に対しての、携帯、インターネットなどについての教育が必要。	意見
20	自立支援協議会	LGBTについて。尼崎市でもとりくみが必要。苦しんでいるこどももいるはずである。	意見
21	自立支援協議会	尼崎市内に、市単位の発達障害の親の会がない。当事者・支援者のネットワークづくりが必要である。	意見
22	自立支援協議会	尼崎市内の大学（関西国際大学・園田学園女子大学）には教育学部がある。市内にある大学と連携し、大学の専門性を活かして、尼崎市の相談支援体制を構築してほしい。	意見
23	自立支援協議会	こども一人ひとりの学び方は違い、こどもにあった学習の量や方法は本来さまざまである。学習障害、苦手のあるこどもたちが、中学校の勉強、提出課題の量に苦戦している。テストの校内順位が出て自尊心も下がる。下位10%～15%の成績下位層（普通高校への進学が難しい）の生徒、提出物が提出できない生徒は障害の有無にかかわらず支援対象であるという認識をもって、放置するのではなく支援が必要である。	意見
24	自立支援協議会	成績下位層や学習障害等があり、普通高校への進学が難しい子どもの進学先として、通信制・定時制・多部制・専修学校等があるが、定時制高校は入学者数も減少しており、東京都のエンカレッジスクールのような、学習が苦手なこどもが入学できる全日制の公立高校に改編してはどうか。そのような学校へ進学できることで救われるこどもは多いと思われる。	意見
25	自立支援協議会	出生前診断については障害児の命の軽視につながらないよう啓発を行う必要があります。	意見